

文書分類番号	00	09	03	002	永 年	起案	平成 年 月 日	決裁	平成 年 月 日
議 長	副 議 長	局 長	次 長	主 査	担 当	担 当	文書取扱主任		

第 18 回 総 務 文 教 常 任 委 員 会 会 議 録

開催年月日	平成 24 年 9 月 11 日（火曜日）	開会 13 時 00 分	閉会 13 時 39 分	
開 催 場 所	第一委員会室			
出席委員	大谷、井上、渡辺精郎、水口、渡邊龍之、柴田	事務局	中嶋事務局長	
	委員外～小野、木下、窪之内		菊井次長	
欠席委員			橋本主査	
説明員	別紙のとおり	議 件	別紙のとおり	
議 事 の 概 要	1. 所管からの報告事項について			
	次の事項について所管から説明を受け、質疑を行い、報告済みとした。			
	(1) バス路線（深滝線）の経路変更について			
	(2) 定住自立圏構想について			
	2. その他について なし。			
	3. 次回委員会の日程について 正副委員長に一任することとした。			
	上 記 記 載 の と お り 相 違 い な い。 総務文教常任委員長 大 谷 久美子 ㊞			

平成24年9月10日

滝川市議会議長 水 口 典 一 様

滝川市長 前 田 康 吉

総務文教常任委員会への説明員の出席について

平成24年8月28日付け滝議第55号で通知がありました総務文教常任委員会への説明員の出席要求について、次の者を説明員として出席させますのでよろしくお願いします。

なお、公務等の都合により出席を予定している説明員が欠席する場合がありますので申し添えます。この場合、必要があるときは、所管の担当者を出席させますのでよろしくお願いします。

記

滝川市長の委任を受けた者

総括理事

総務部長

総務部参事

企画課長

総務部企画課副主幹

高 橋 賢 司

山 崎 猛

千 田 史 朗

中 島 純 一

稲 井 健 二

(総務部総務課総務グループ)

第18回 総務文教常任委員会

H24. 9. 11 (火) 午後1時00分
第一委員会室

○ 開 会

○ 委員長挨拶（委員動静）

1. 所管からの報告事項について

《総 務 部》

(1) バス路線（深滝線）の経路変更について

(資 料) 企 画 課

(2) 定住自立圏構想について

(資 料) 〃

2. その他について

3. 次回委員会の日程について

○ 閉 会

第18回 総務文教常任委員会

H24.9.11 (火)13:00～

第一委員会室

開 会 13:00

委員長

こんにちは。ただいまから第18回の総務文教常任委員会を開会いたします。
少し気温が下がりましたが、大変蒸し暑いですから、上着を脱ぐ方はどうぞ脱いでやっていただきたいと思います。
それでは、早速始めます。

委員動静報告

委員長

本日の委員動静ですが、委員は全員出席、委員外議員として木下議員、窪之内議員、小野議員の出席を認めます。
傍聴として北海道新聞を許可します。

1. 所管からの報告事項について

委員長

本日の案件は2つになっておりますけれども、早速所管からの報告事項についてお願いいたします。

1番、バス路線の経路変更について説明をお願いします。

(1) バス路線（深滝線）の経路変更について

稲井副主幹

(別紙資料に基づき説明する。)

委員長

説明が終わりました。

質疑ありますか。

渡 邊

変更はいたし方ないと思います。この廃止のあった路線の、1日当たりでもいいのですけども、乗降客数というのは把握していますか。

稲井副主幹

乗降客数についてのご質問でございますけれども、中央バスさんによりまして平成23年の5月21日から5月27日までの7日間にわたりまして乗降客数の調査が行われております。若干データは古くなりますけれども、この7日間、平日から土日まで含みますが、乗りおり全ての便を合計いたしますと113名ということでございまして、1日当たり直しますと約1日16人の乗降と。1便当たりということで、さらに30便で割り返しますと0.5人ということでございます。
以上です。

委員長

ほかに質疑ありますか。

(なしの声あり)

委員長

それでは、報告済みといたします。

次、2番、定住自立圏構想について説明をお願いします。

(2) 定住自立圏構想について

中島課長

(別紙資料に基づき説明する。)

委員長

説明が終わりました。

質疑ありますか。

渡 辺

まず、この定住自立圏構想ですか、こういうのが総務省から出てきたということで、それではこれからとかということになり、それはそれなのですが、やはり七、八年前の合併の話し合いの後遺症というか、そういうのをしっかりと、これは該当する市町村でしっかりと反省しておかなければいけないのではないか。つまり滝川不信というのが晴れたのかどうかです。皆さん方、今そこに並んでいる方の中にも最後のところのあの場面に、何人かいらっしゃったと思

いますが、ああいうことが何年か前にあって、また総務省から出てきたから定住自立圏は滝川が中心市でないかと自然に何となくなつて、そういうことでまた変に合併劇で踊らされて、また定住自立圏構想で踊らされてというようなことにならないかどうかということです。だから、これはこれなのだけれども、市町村間のそういういがみ合いというか、そういうさきの合併のときの失敗のその反省がやはりしっかりと行われなければいけないのではないかと思います。その辺は1点どうなのかお伺いします。

それから、2点目ですけれども、今ありましたが、中心市に自然的に滝川市がなれば年間4,000万円ということですから、中心市だということではいろいろと職員が使われる。簡単に言えば、部長クラスで3人から5人ぐらいの間、平均4人。4名ぐらいがそちらのほうでとられたら、この4,000万円は何にもならないというか、そういうふうなことでやはり特別措置としても余りメリットがないのではないかと考えている。さきに述べた反省が1つと、この特別措置についての現在の見解、以上2点をお伺いします。

高橋総括理事

それでは、私のほうからお答えさせていただきます。

まず、1点目の関係でございますけれども、平成16年法定協を離脱したということで、合併協の破綻ということでございます。この定住自立圏の制度そのものは、いろんな制度の周知が徹底されていないというようなこともございまして、やはりこの制度に取り組むことによって合併につながるのではないかと、あるいはまた周辺の町の過疎化に拍車がかかるのではないかと、いろんな誤解も一部にあるというふうにも思っています。そういう点を、やはり制度の内容を説明をし、またこの中心市の機能を活用する、あるいは将来的に中心市に対する機能にどのようなものを期待するかということを考えれば、逆にその周辺の町については存続をして、ある意味住民のサービス向上というのですか、そういうところにも力を入れられるという利点ももちろんございます。そういう点をスタートした企画調整会議、勉強会の中で情報共有をしながら、あるいはお互いの信頼関係を醸成しながら進めていくものだと考えております。

2点目の4,000万円の関係でございます。これは、実は中心市の4,000万円というのは、これは一つの上限の算定で、協定する市町村の数あるいは面積、人口、そういうものによって上限額がふえるということもございします。今現在広域圏で検討を始めていますので、基本は5市5町が全て参画できるようなことで進めたいというふうにも考えてございますけれども、そういう前提を踏まえながらこの4,000万円、あるいはまた上限がさらに増額になることも想定しています。それで、特別交付税という措置なのですから、やはり算定項目のルール分で4,000万円という金額、あるいは周辺市の1,000万円という金額は、これは今後交付税の確保という面で非常に厳しい状況が予想されます中、やはり大きなものだと考えてございます。特別交付税という性格からして、交付金と違って、国の補助金と違ってなかなか見えにくいというご指摘もございしますけれども、算定の中でこういう算定がルール化されているということについては、大きなものであるし、十分活用に値するというふうに考えてございます。

以上です。

委員長
柴田

ほかに質疑ありますか。

質問しないでおうかなと思ったのですが、今特交の話が出てきたので、あえてもう少し深みのあるお話を聞きたいと思ったのですが、そもそもルール化と

というのが特交になじむのかどうなのかという問題が1つ。特交自体は、これは毎年変わってくるものであって、本当に4,000万円が特別交付税の中に組み込まれているのかどうなのか。あるいは1,000万円が組み込まれているのかどうなのかというのは、はっきり言って自治体レベルではわからないというのが実態ではないかと思うのです。それで、今回この中身を見ても、一般的に自治体が行っている業務、こういったものを広域的にしっかりと連携をとりつつ、中心市を中心に効率化を図っていこうと。そして、より効果的な事業にしていこうということだと思うのですけれども、それはやはり特交というよりは、本当に普通交付税の中で明確に組み込まれていく筋のものであって、特別交付税の性格から見ると、今回のこの定住関係でそこに4,000万円という数字を盛り込みますよというのは、これはある意味総務省側のまやかしではないかなと、そう思わざるを得ないのです。もう少し詳しくご説明いただければなと。だからだめだという話ではないのです。自治体側にとって本当にそんなに額面どおりに受け取っていいのかというところがあるものですから、そのことについてお伺いしておきたいと思います。

高橋総括理事

ただいまのご質問でございますけれども、確かに特別交付税という性格からして、なかなかルール化はなじまない。私も財政経験からいって、特別交付税という一つの政策加算というのがあって、この割合がなかなか、多い割には中身が内訳を示されないという実態がございます。滝川市においても12月交付分、さらにまた3月交付分、12月の交付分が約2割5分、7割5分が3月交付分ということです。柴田委員さんがおっしゃられた、よくわからないという部分は7割5分の中に入ったら、本当に4,000万円というのは埋没するのではないかと。ことだと思えます。私も実は先進地視察の中でその点を強く担当先進地の都市の皆さんに聞いて回ったのですけれども、明確に1,000万円とか、あるいは4,000万円という額の想定はされないまでも、明らかにふえているのは間違いないと、その近い額がですね。そういうことがまず明確にあったということをご報告申し上げたいと思います。

それと、柴田委員さんがおっしゃられた、普通交付税に明確に算定されるべきだというのは、これは私もそのとおりだと思います。特別交付税の中からも、毎年かなりな項目が普通交付税に算定がえになっているのも事実でございますので、今後制度が具体的になれば、あるいはまた制度改正の要望の機会を捉まえて、そういうようなことを要望していきたいと考えております。

以上です。

柴 田

よくわかりました。よくわかりましたし、現状ではそうなのだろうなと思うのです。ただ、特交というのは、例えばここの滝川市というのは今はもう自然災害というのは非常に経過している地域ではあるのですが、事冬にかかってはやはり豪雪地帯ということで、その年その年によっては10年ぶりあるいは20年ぶりの豪雪に、もう来年、再来年遭うかもしれない、このような自然環境にあるわけです。それが特別交付税で今回定住の部分が確保されるのだと。他の自治体も明らかにふえているというのですけれども、そういった日常的に豪雪に見舞われているような地域の特別交付税という性格からすると、僕は明らかに埋没してしまうのではないかと。どこにその4,000万円が入っているのだということが本当にわかるのかなということなのです。だから、そのルール化ということでは特交ではなくて、やはり普通交付税で明確にこの分だということ

とで、普通交付税も細かくいけば何が入っているかわからないというのはよくわかるのですけれども、やはりこれは、これを取り組むと同時並行的にこれが進めばそれもあわせて言っていきますよというのではなくて、今取り組むと同時に、豪雪地域のこういう厳しい自然環境にある滝川市という中心市となるべき自治体においては、普通交付税でこちらのほうは確保していただいて従来どおり特交で豪雪部分は補填していただくというような形のほうが私は明確でわかりやすい部分だと思うのです。これ以上多分お話ししても堂々めぐりになるのだろうなと思いますので、ぜひともそういったことも念頭に置いて、この定住自立圏の問題についてはしっかりと取り組んでいただきたい。これは要望ということでとどめていただきたいと思います。

以上です。

委員長
副委員長

ほかに質疑ありますか。

先ほど平成16年の合併協議の話が出たのですが、中空知の圏域の雰囲気というか首長さんなんかいろいろ変わってきていますから、そういうことはないと思いますけれども、とにかくいいチャンスであり、我々も新政会で稚内のほうに勉強に行った経過もありますし、今度も議員会で稚内や名寄のほう行くのですけれども、ぜひ進めていただきたい。また、中空知5市5町の事務方から始まるということなのですが、私も議長をやっていたときも何でも滝川というような雰囲気と言われることがあるのですが、やはり中心市の宣言というようなことで、何で滝川なのだというような雰囲気にならないようにうまくやっていただきたい。この形態についてもやっぱり機能分担というものがいろいろとあるような気がするので、形態的には複眼型だとかそういう形態もあるし、実際どういうふうなことを考えているのか、今ここで明らかにするということはどうなのかと思うけれども、その辺の考え方というのはあるのかどうか、今の段階で。複眼型にするのかどうかということです。

それと、これ5市5町という形で進むということで、合併協議のときは5市5町ということではなかったわけですが、例えば全部がまとまらなかったらこういう方向に行かないのかどうかと。それはまとめることが一番いいと思うのだけれども、その辺の考え方はどうなのか。この2点について考え方があればお願いします。

高橋総括理事

1点目の形態でございますけれども、先ほど企画課長のほうから説明申し上げたとおり、これはとれる道というのは単独か複眼しかないと思います。そのほかにもこの資料に出ておりますように県境型とか、そういうのはございますけれども、今とれるのは単独か複眼と。どちらの形態にするかも含めて、この勉強会でよく検討を進めたいというふうに考えております。

5市5町でまとまらなかったらどうするかというようなことでございますけれども、仕組み的には必ずしも5市5町が全てを参画しないと定住自立圏が成り立たないということでもございません。あるいはまた、名寄、士別のように上川北部の広域圏以外の宗谷管内から3団体、オホーツク管内から1団体、4団体が広域圏の圏域外から実は参加しているわけです。そういう柔軟な制度であるということも間違いございませんが、ただ私ども広域圏事務組合で勉強会をスタートしたということも含めて、5市5町の全員参加が基本だというふうにも考えておりますし、それに向けての最大限の努力をしたいというふうに考えております。

- 以上です。
- 委 員 長 ほかに質疑ありますか。
- 窪之内委員外議員 複眼型をやれる場合のことについて質疑を行いたいと思います。
- 委 員 長 窪之内委員外議員の質疑を許可してよろしいですか。
- (異議なしの声あり)
- 窪之内委員外議員 窪之内委員外議員の質疑を認めます。2分以内で発言をお願いします。
- 中島課長 先ほど複眼型のことについて触れたのですけれども、複眼型の中心市というのはそれぞれの市の人口がいずれも4万人以下の場合と資料ではなっているのですが、それだと滝川は4万人以上いるので該当しないのかなと思ったので、滝川もこれから4万人切るかもしれないけれども、その点について1点お伺いします。資料の2の3ページのエのところに複眼型中心市の(ア)というところでそういうふうになっているので、先ほどの答弁との関係だと複眼型もやれるようにということもあったのですけれども、これを見るとやれないというふうにするのでお聞きします。
- 委 員 長 今回の資料のページに、資料2の3ページでございますけれども、片仮名のエに複眼型中心市とございますけれども、今委員さんおっしゃられたのは(ア)のそれぞれの市の人口がいずれも4万人以下の場合とあると思いますけれども、(イ)にいずれかの一方の市の人口が4万人以下の場合、さらには(ウ)に行きますとそれぞれ4万人以上でもいいという形ですから、特に人口がどうということではなくて、それによって交付税の積算が変わるということでご理解をいただきたいと思います。
- 委 員 長 ほかに質疑ありますか。
- (なしの声あり)
- 委 員 長 それでは、報告済みといたします。
- 2. その他について**
- 委 員 長 その他についてありますか。
- (なしの声あり)
- 委 員 長 事務局ありますか。
- (なしの声あり)
- 3. 次回委員会の日程について**
- 委 員 長 次回委員会の日程については、正副委員長に一任いただくことでよろしいですか。
- (異議なしの声あり)
- 委 員 長 それでは、以上で第18回総務文教常任委員会を閉会いたします。
- どうもご苦労さまでした。
- 閉 会 13:39